

令和4年度 第9回農業委員会総会 (4.12.20)

開 会 午後2時 小平市役所 3階 庁議室

議 長 ～ ただいまから、令和4年度・第9回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 14番 竹川委員、15番 川島委員にお願いします。

第1号議案 農地の権利移動又は設定許可申請の件(法第3条)

議 長 ～	1 番	譲 受 人
		譲 渡 人
	2 番	譲 受 人
		譲 渡 人
	3 番	譲 受 人
		譲 渡 人
	4 番	譲 受 人
		譲 渡 人
	5 番	譲 受 人
		譲 渡 人

以上5件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 1番・2番は関連しておりますので、まとめて説明いたします。

1 番

2 番

現地案内図は、1ページ、1番・2番です。

本件は農地の所有権移転に関する案件でございます。

(1番・2番の説明) 所有権移転の理由と経過については事務局担当から、また
調査の報告を10番梅室委員からお願いいたします。

事務局担当～ 本件は、農地を農地のままで所有権を移転するための許可申請に関する案件でございます。なお、該当の農地は、1番2番ともに生産緑地ですので、あらかじめご報告させていただきます。

農地法第3条許可の基準については、農地の権利取得者が4つの条件を満たすことが必要ですので、ここで簡潔にご説明させていただきます。

また、お手元に3条許可の概要の資料と下限面積要件の例外規定の資料をご用意いたしましたので、そちらもご参照ください。

1つ目は、農地の権利を取得する方または世帯員等が農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかという全部効率利用要件でございます。

2つ目は、農地の権利を取得する方もしくは世帯員等がその取得後において行う耕作に必要な農作業に原則として150日以上従事することが認められるかという、農作業常時従事要件でございます。

3つ目は、農地の権利取得後、経営耕地面積が50アール以上になるかという、下限面積要件でございます。

4つ目は、取得後において行う耕作の事業の内容や農地の位置・規模からみて、農地の集団化や、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないかという、地域との調和要件でございます。

この4つが判断基準となりますが、2つ目の農作業常時従事要件につきましては、事務局で確認をおこない、要件を満たしていることをあらかじめ確認しております。

3つ目の下限面積要件につきましては、要件の50アールに達していない状況でございますが、農地法施行令第2条第3項第3号に規定されております例外規定として「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地」という定めがございますので、これに該当することが認められれば、3つ目の要件を満たすものと判断することができます。

今回判断いただくのは、1つ目の全部効率利用要件と3つ目の下限面積要件、4つ目の地域との調和要件、すなわち、「農地のすべてを効率的に利用すると認められるか」、「隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められるか」、「周辺地域の農業利用に支障がないか」の3点です。

それでは、現地の状況報告を、10番梅室委員からお願いいたします。

10番梅室委員～ 12月15日、1番小野委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、耕運されており、管理上の問題はありません。

事務局～ 3番から5番は関連しておりますので、まとめて説明いたします。

3番

4番

5番

現地案内図は、2ページ、3番から5番です。

(3番～5番の説明) 所有権移転の理由と経過については事務局担当から、また調査の報告を10番梅室委員からお願いいたします。

事務局担当～ 本件は、4番及び5番の譲受人が所有する農地の売却に伴い、隣接する他者所有の農地の所有権移転を行う案件でございます。なお、該当の農地は、全て生産緑地であり、そのうちの一部は相続税納税猶予適用農地ですので、あらかじめご報告させていただきます。(詳細な説明)

農地法第3条許可の基準については、先ほどご説明させていただきました通りでございます。

3番から5番につきまして、4つの判断基準のうち、2つ目の農作業常時従事要件と3つ目の下限面積要件につきましては、事務局で農地基本台帳及び作付調査にて、要件を満たしていることをあらかじめ確認しております。

今回判断いただくのは、1つ目の全部効率利用要件と4つ目の地域との調和要件、すなわち、「農地のすべてを効率的に利用すると認められるか」、「周辺地域の農業利用に支障がないか」の2点です。

それでは、現地の状況報告を、10番梅室委員からお願いいたします。

10番梅室委員～ 12月15日、1番小野委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、一部農業用ハウスが建てられていました。管理上の問題はありません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上5件を許可することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議長～ 6番 申請者
7番 申請者
8番 申請者

以上3件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 6番から8番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

12月15日の午後に10番梅室委員と1番小野委員で調査を行いました。

6番

現地案内図は、3ページ、6番です。

10番梅室委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番梅室委員～ 12月15日、1番小野委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、果樹と野菜が数種類作付けされていました。

事務局～ 7番

現地案内図は、4ページ、7番です。

10番梅室委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番梅室委員～ 12月15日、1番小野委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、野菜が数種類作付けされていました。きちんと管理されており、問題ありません。

事務局～ 8番

現地案内図は、5ページ及び6ページ、8番です。

10番梅室委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番梅室委員～ 12月15日、1番小野委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ぶどう、ブルーベリーが栽培されており、きちんと管理が行き届いていました。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上3件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

議 長 ～ 以上が今月の議案でございます。

次に、11月11日から12月9日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長 ～ 9番 申請者

以上1件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 9番

現地案内図は、7ページ、9番です。

転用目的は駐車場です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月24日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ ないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長 ～

10番 譲受人

譲渡人

11番 譲受人

譲渡人

12番 譲受人

譲渡人

以上3件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 10番

現地案内図は8ページ、10番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は宅地と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

11番

現地案内図は9ページ、11番です。

転用目的は共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は宅地と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

12番

現地案内図は10ページ、12番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上3件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を12月5日及び12月14日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、調査担当委員から何か付け加えることはございませんか。

担当委員～ なし

議長～ それでは、他にご意見等はございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議長～ 生産緑地の取得あっせんについて13件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。なお、先月から今月にかけて、特定生産緑地に指定しなかった農地が買取申し出を行ったため、今回の報告件数が多くなっております。

- 1 3 番 現地案内図は、1 1 ページ、1 3 番です。
- 1 4 番 現地案内図は、1 2 ページ、1 4 番です。
- 1 5 番 現地案内図は、1 3 ページ、1 5 番です。
- 1 6 番 現地案内図は、1 4 ページ、1 6 番です。
- 1 7 番 現地案内図は、1 5 ページ、1 7 番です。
- 1 8 番 現地案内図は、1 6 ページ、1 8 番です。
- 1 9 番 現地案内図は、1 7 ページ、1 9 番です。
- 2 0 番 現地案内図は、1 8 ページ、2 0 番です。
- 2 1 番 現地案内図は、1 9 ページ、2 1 番です。
- 2 2 番 現地案内図は、2 0 ページ、2 2 番です。
- 2 3 番 現地案内図は、2 1 ページ、2 3 番です。
- 2 4 番 現地案内図は、2 2 ページ、2 4 番です。
- 2 5 番 現地案内図は、2 3 ページ、2 5 番です。

各物件における所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。
以上でございます。

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。